

日常の視線

内田修道

一九二二年（大正二）一人の神官が明治と共に静かに生涯を閉じた。武蔵国入間郡上野村大宮神社々掌森村義一、享年七三歳。義一が最後に記した記録は次の一文である。「四月八日（明治四四年）午前大林区署ヨリ封書尙通落手。但シ千七百六十一番ノ引キ渡シ通告書」。この一文に如何なる思いが込められているのか。蓋し義一が生涯をかけて取り戻した神社の森の地番である。

義一が維新の手荒い洗礼を浴びたのは一八七一年（明治四）一月、寺社朱印地の土地を命ずる太政官布告であった。「官林」。この言葉は生涯彼の脳裏から離れることはなかった。七三年一月、政府は「家禄奉還ノ者へ資金被下方規則」と「産業資本ノ為メ官林荒蕪地払下規則」（太政官達四二六号）を定めた。その一年後七四年一二月、大宮神社境外官林の土族への払下通知が義一のもとへ届いた。社地官林二反五畝の地券証を持った長野県土族上田住芦田歡造が義一の前に立ち現れた。「今般払下之処、拙者落札ニ付貴殿江御示談申入候」。太政官達は「地元村方、組合村方、又ハ政府ニ於テ故障無之分」という断り書きがあった。しかし、かつては村方に恩恵をもたらした朱印地は今や「官林」。その重みが義一や村方にずっしりとのしかかった。氏子総代をはじめ上野村の有力者の寄付でやつとの思いで土族から地券証を買い取った。地租改正を経て神社の森は官林として固定された。政府は七七年、社会へ譲歩して減租の詔を布告した。義一はこの詔を丁寧に写し取り、興味ある評を加えた。

今日の新聞を見ますると官員さんの黜陟が大分御座り歟。

此辺も昨年中諸々にて竹の鎗をつき出したのが少々はき、ましたやら或る人の咄しに竹鎗で一寸つきだす式分五厘と云ふ川柳を聞きました。自らの手ひどい体験に激することもなく、非日常を日常から淡々とした視線で見守っていた。

それから二一年後、義一の「大宮神社境外官林下戻日記」は九八年（明治三二年）一二月七日から始まっている。九九年、国有林野法、国有土地森林下戻法が成立した。日常の論理で日常を取り戻す一応の制度的手立てがやつとかなった。まず手がけたのが、農商務省に対する境外官林下戻の申請であった。該森林ニ対シテハ明治二年以後再三御検査ノ上民有地ト確定セラレ毎歳納税致居ルモノヲ官有地ニ編入セラレルベキ

モノニ無之儀ト奉存候

義一は当初大蔵省の取った官林の民有化政策を突如として変更した政府の非を批判した。今、二一年前の思いが表現されたのである。三年後、農商務大臣平田東助署名の指令書が届いた。曰く「聞届ケ難シ」。義一が行政裁判を起こしたのは一九〇四年（明治三七年）一月であった。法律事務所の一行政ハ被告農商務大臣代理ト原告ト同一ノ資格ニテ争ハル、故、実二面白ク御座候」という話に励まされ、日露戦争という非日常の最中、銃後の活動をしながらの訴訟であった。結果「敗訴」。しかし、有償払下を実現し、神社統合による大宮神社の消滅の危機を乗りこえた。義一は、日常と非日常、歴史に繰り返されるこの現実をひたすら日常の視線をもって生涯を送った。

（京浜歴史科学研究会代表）